

プレイスメイキング等の実証実験 募集要項

■プレイスメイキング等の実証実験の目的

本実証実験は、区の支援のもと、道路等のパブリック空間等を活用し、地域の人にとって居心地のよい場所、楽しく過ごせる場所（プレイス）を、地域に住んでいる人や地域にかかわりのある人自ら創出する活動を募集するものです。

これにより、パブリック空間等を活用した皆さんの「やりたいこと」を実現しながら、地域の居心地をよくなり、地域に住み、働き、学び、訪れる人たちの生活の質（QOL）が向上するまちへと変えていくためのきっかけとします。

■プレイスメイキング等の実証実験の位置づけ

千代田区では、令和3年5月に千代田区都市計画マスタープランを改定し、将来像に掲げる「つながる都心」の実現に向け、「ウォーカブル推進都市」となり、「人中心」の量から質に転換したまちづくりを推進していくことを表明しています。そして、令和4年6月に千代田区ならではのウォーカブルなまちづくりを推進するため、「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」を策定しています。

本実証実験は、千代田区ウォーカブルまちづくりデザインが示す考え方のもと、道路等のパブリック空間を、地域課題等に応じて、ゆったりとくつろいだり、様々な活動を行ったりする場所へとすることを実際に試すことで、地域の人たちにどのような影響があるか、車や人の流れに変化が起きるかを確認するためのものです。

1 公募期間

令和6年3月20日（水）～令和6年5月8日（水）（必着）

2 実施場所

千代田区内

3 応募資格

応募者は、本事業の趣旨に賛同するとともに、公共性・公平性を理解し、ウォーカブルなまちづくりの推進に寄与できる方で、個人、グループ、企業、団体、いずれも応募できます。

応募に当たっては、以下の要件を満たす必要があります。

- ・本事業の趣旨に賛同するとともに、公共性・公益性を理解し、ウォーカブルなまちづくりの推進に寄与できる
- ・商店等の場合、営業に関する必要な許認可・免許等を有している
- ・各業態の関係諸法規及び行政官庁の指導を遵守できる
- ・応募内容の企画・運営を、責任をもって実施できる
- ・事務局が今後提示する活動の運営にあたっての注意事項等に協力する

4 活動の要件

地域主導により、道路等のパブリック空間を活用し、ウォーカブルなまちづくり（QOLの向上）に資する、他の地域のモデルとなるような活動を募集します。

例えば、道路上にベンチ等の滞留空間を創出する活動や、道路空間でイベントを開催することなどが想定されます。

ただし、警察、道路管理者及び関係機関等との協議等により、応募内容どおりに実施できない可能性があるため、あらかじめご了承ください。

- ・区民全体や不特定多数の利益のための活動であること
- ・単に営利活動や収益事業であるだけでなく、地域課題を解決し、地域の生活の質（QOL）の向上に資する活動であること
- ・飲食、販売、広告設置等、収益が生まれる活動を実施する場合、その収益は活動費用に充当される、もしくは地域に還元すること
- ・ボール遊び、火気の使用等を実施する場合、安全体制の確保、その行為が及ぼす周辺への影響の検証を行うこと
- ・活動の実施期間中、活動に対する問合せ等に対応できる連絡体制が確立できること
- ・活動の終了後、実施前の状態に戻すこと
- ・活動終了後、活動の効果等、実証実験の結果報告をすること
- ・寄付金の募集、募金活動、勧誘行為ではないこと
- ・通行者や周辺住民等に危害や迷惑を与える恐れのある行為ではないこと
- ・暴力団もしくは暴力団員の利益につながる活動ではないこと
- ・法令、条例、規則等に違反する活動でないこと
- ・公序良俗に反する活動ではないこと
- ・宗教的活動または政治的活動でないこと

5 活動の期間

採択決定日（令和6年6月予定）から令和6年11月末までの一定期間

6 活動の採択数

5件（モデル活動A：2件、モデル活動B：3件）

7 活動に対する支援内容

実証実験の活動として採択された場合、応募内容の実現に向け、以下の支援を受けることができます。

（1）モデル活動A

ア 実施場所確保に関する関係者との調整・相談・コーディネート協力（当日運営や準備は除く）

イ 活動費用の支援（上限額 50 万円（税込））

以下の経費のうち、活動を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものを対象とします。

（ア）ハード事業に掛かる経費

施工費、材料費、什器等の購入費

(イ) ソフト事業に掛かる経費

印刷製本費、広告費、備品費、消耗品費、謝礼金（※1）、雑役務費（※2）

※1：有識者への支払いなどモデル事業の実施主体ではない人からの技術提供費

※2：イベント実施時などに事業を行うために必要な臨時のアルバイト費（実施主体に掛かる人件費、会議費、交通費は対象外）

※補助事業終了後、支払金額が確認できる資料一式、及び活動実績報告書（活動の内容、活動の結果等）の提出をもって支払いを実施します。なお、お支払い先は実施主体の口座となりますので、口座がない場合は予めご準備ください。

また、活動に伴い、初期費用が必要な場合には別途相談に応じることは可能です。

※区及び区の関係団体から同種の補助金の交付を受けている場合は、活動費用の支援は受けられません。

ウ 区広報紙や HP、SNS での情報発信

エ 活動の効果測定等の支援

オ 実証実験の結果報告作成の支援

(2) モデル活動B

(1) のア・イ・ウ

実施主体で行う主な事項と区の主な支援

実施主体で行う主な事項	区の主な支援内容
- 活動（実証実験）の企画および実施 - 活動に必要な許認可・免許等の取得 - 実施地域における合意形成 - 活動終了後の原状復帰 - 活動の結果報告 など	- 官公庁を含む関係者との調整・相談・コーディネート協力 - 活動費用の支援（上限 50 万円） - 区広報紙や HP、SNS での情報発信 - 活動の効果測定等の支援（モデル活動 A のみ） - 実証実験の結果報告作成の支援（モデル活動 A のみ） など

8 応募方法

提案書及び提案書の補足資料（必要に応じて用意）を、令和6年5月8日（水）（必着）までに郵送、Eメールまたは直接以下の提出先までご提出ください。

千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課（区役所5階）

（担当者）清岡・向川原・箕浦

〒102-8688 九段南1-2-1

E-mail：keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

※応募から1週間以内に受け付けの返信がない場合、お手数ですが問合せ先へご連絡ください。

9 審査方法

審査は、提出された提案書等をもとに書類審査を行い、採択者を決定します。

審査結果の通知は、6月を予定しています。

※審査のために、事前に活動内容についてヒアリングをする場合があります。

※選定理由についてはお伝えすることはできませんので予めご了承ください。

10 留意事項

- ・活動の実施期間中には、定期報告の依頼やこちらからの視察などを実施します。
- ・また、活動終了後の経過について、必要に応じてヒアリングやアンケート等を依頼します。
- ・支払金額が確認できる資料一式、及び活動実績報告書（活動の内容、活動の結果等）の提出は令和6年12月27日（金）までをお願いします。
- ・提案書や活動実績報告書等については、今後のさらなるウォークアブルなまちづくりの推進に向けて、千代田区のホームページ等にて公開する可能性があることをご了承ください。
- ・なお、今回の活動を機に、その後の活動の支援を確約できるものではないことをご留意ください。その後の活動を実施する上で支援が必要になる場合は、問い合わせ窓口にご相談ください。

11 問合せ

千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課

（担当者）清岡・向川原・箕浦

TEL：03-5211-3612

E-mail：keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp